



令和3年 (2021年) 9月24日(金)

No. 15501 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆ドイツにおけるSEP訴訟の実務 …………… (1)

☆国際知財司法シンポジウム2021 …………… (7)

ドイツにおけるSEP訴訟の実務

パナソニックIPマネジメント株式会社
弁理士 井戸 大治

1 はじめに

2015年7月16日、欧州連合司法裁判所 (ECJ) は判決 (Huawei事件ECJ判決という。) を下し¹、標準規格必須特許 (Standard Essential Patent, SEP) について差止請求が認められるかどうかという点について判断する枠組みが定められた。それ以降、欧州ではドイツの裁判所を中心に主に無線通信規格 (3G及び4G) のSEPに関して判決が数々出されてきた。

Huawei事件ECJ判決で示されたのはFRAND (Fair, Reasonable And Non-Discriminatory、公平、合理的、かつ非差別的) に関する枠組みであり、具体的なFRAND基準はドイツなど国内で定めることになる。Huawei事件ECJ判決以降、個別事情に応じてドイツ国内の裁判所が数々のSEPに関する侵害訴訟について判決を下してきたが、ドイツ国内においては、デュッセルドルフ地裁、マンハイム地裁、ミュンヘ

トヨタテクニカルディベロップメント株式会社



知財サービスを
紹介してるんだって！



<https://ip.toyota-td.jp/>

TTDC, your IP partner